

CCS 事業コスト・実施スキーム検討ワーキンググループ 設置要綱

(趣旨)

第 1 条

CCS は 2050 年カーボンニュートラルを実現するための鍵となる技術。一方で、CCS の社会実装に向けては、技術的確立・コスト低減、適地開発や事業化に向けた環境整備が課題となっており、そのため『第 6 次エネルギー基本計画』(令和 3 年 10 月閣議決定)にて長期のロードマップ(以下、「CCS 長期ロードマップ」)を策定し、これら課題解決に向けた取組を官民で連携して進めていくこととしている。CCS 長期ロードマップ策定に向けて、CCS 長期ロードマップ検討会において議論を進めており、2022 年 5 月に CCS 長期ロードマップの中間とりまとめを公表。今後、最終とりまとめに向けて、CCS バリューチェーン全体での現状コストと将来のコスト目標、政府支援の在り方等をより具体的に検討すべく、CCS 長期ロードマップ検討会の下に、行政や産業界、学識経験者から構成される「CCS 事業コスト・実施スキーム検討ワーキンググループ(以下、「ワーキング」)」を設立する。

(構成員)

第 2 条 ワーキングは、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(ワーキングの取扱い)

第 3 条 ワーキングの取扱いは、以下によるものとする。

- (1) ワーキングは、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- (2) 議事次第及び配付資料については、会議終了後に公開する。
- (3) 議事要旨については、発言者が特定されないような形で、会議終了後速やかに作成し、概要のみ公開する。

(事務局)

第 4 条 ワーキングに係る事務は、資源エネルギー庁石油・天然ガス課が行う。